

# 令和5年度 町営住宅入居者募集（第3回）について

## ●入居予定者の選考について

この募集は、公開抽選方式にて入居者を決定します。

一般世帯、新婚・子育て世帯のそれぞれの申し込み区分において、応募者が募集戸数を上回る場合は、公開抽選によりそれぞれ入居予定者及び入居予定補欠者を選考します。ただし、住宅困窮状況により、優先的に選考する場合があります。

※ 入居予定者が入居しないときは、入居予定補欠者のうちから、抽選によりあらかじめ決定した順位に従って、入居予定者とします。

入居予定補欠者としての有効期間は、令和6年3月7日（木）までの期間とし、空き家が発生した場合、補欠順位一位の方から優先入居させるものとします。

※ 公募の終了後、入居補欠者がおらず、まだ残戸数がある場合は、引き続き「随時募集」として、令和6年2月29日（木）まで募集を継続し、その場合は、随時募集登録台帳登録順に入居者を随時決定します。

なお、入居については、原則、入居人数基準によるものとします。

## ●応募（入居）資格について

以下の「共通申込資格」のすべての要件を満たし、それぞれの応募世帯区分の要件を満たしている方とします。

### 共通申込資格

- (1) 現在、住宅に困窮している方  
※持ち家のある方は、原則として申し込めません。  
※岬町営住宅入居者は、原則として申し込めません。
- (2) 岬町営住宅条例で規定されている収入基準に適合する方
- (3) 家賃の支払い能力がある方
- (4) 連帯保証人がある方  
※ 連帯保証人とは、応募者と別世帯で、かつ応募者及び同居者の合計収入を上回る方。

- (5) 応募者が日本国籍を有する者、又は外国人で中長期在留者（「永住者」、「日本人の配偶者等」に限る）、特別永住者であること。
- (6) 応募者及び応募者と現に同居し、また同居しようとするその親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

#### ※注意事項

- ・犬、猫等の動物は飼育できません。（岬町営住宅条例施行規則第17条の4）

#### 一般世帯

「共通申込資格」のすべての要件を満たし、さらに次の要件を満たしていること。

- ① 現に同居者（申込み日を基準日とし、実態上、居住を一にしている親族）があり、同居者を含む入居人数が、原則、申込しようとする住戸タイプ別入居人数基準以上である方。ただし、単身者については、「単身者資格要件」（P 11～12）に該当すれば申し込みができます。

#### 新婚世帯

「共通申込資格」のすべての要件を満たし、さらに次の要件を満たしていること。

- ① 入居人数が、2名以上である方。
- ② 既婚者については、婚姻の届出が申込み日を基準日とし、2年以内の方。
- ③ 婚約者との申込みについては、申込み日を基準日とし、婚約中で、入居する日までに婚姻（入籍）することができる方。（婚姻届受理証明書または入籍後の戸籍謄本で確認します。）

#### 子育て世帯

「共通申込資格」のすべての要件を満たし、さらに次の要件を満たしていること。

- ① 現に同居者（申込み日を基準日とし、実態上、居住を一にしている親族）があり、同居者を含む入居人数が、2名以上である方。
- ② 同居者に、中学生以下の子どもがいる方。

## ●申込みについて

### 1. 募集住宅

緑ヶ丘住宅 1戸 [3LDK (1号棟)]

多奈川小田平住宅 1戸 [3LDK]

多奈川平野北住宅 1戸 [3LDK]

### 2. 募集区分、募集戸数及び住戸タイプ別戸数

○一般世帯対象 1戸

- ・多奈川平野北住宅 2001号(3LDK)

○新婚・子育て世帯対象 2戸

- ・緑ヶ丘住宅 1号棟204号(3LDK)
- ・多奈川小田平住宅 3801号(3LDK)

※ それぞれの募集区分において、どちらかの応募件数が募集戸数を下回り、他の応募件数が募集戸数を上回った場合は、下回った世帯対象戸数を上回った世帯対象区分へ変更することがあります。

そのうえで、まだ残戸数がある場合は、当初募集の対象世帯区分で、引き続き「随時募集」として、令和6年2月29日(木)まで募集を継続します。

随時募集へ変更した際の募集対象住戸等に関しては、岬町のホームページでご確認いただくか、又は、建築課窓口へお問合せください。

### 3. 各住戸タイプの原則としての入居人数基準

- ・緑ヶ丘住宅3LDK : 4名以上(面積: 72.8㎡)
- ・多奈川小田平住宅3LDK : 3名以上(面積: 72.1㎡)
- ・多奈川平野北住宅3LDK : 3名以上(面積: 69.9㎡)

### 4. 申込書配付期間 令和6年1月4日(木)～令和6年1月17日(水)

※ 引続き随時募集を行う場合は令和6年2月29日(木)まで継続します。

午前9時～午後5時30分(土・日・祝・執務時間外を除く)

## 5. 申込提出書類

【公募の場合】 申込時での提出は①町営住宅申込書だけです。  
公開抽選により入居予定者になれば通知から10日以内に②～⑨  
を提出してください。（※は該当する方のみ）

【引続き随時募集となった場合】 申込時に①～⑨すべてを提出してください。

〔提出書類〕 （※は該当する方のみ）

- ①町営住宅入居申込書(様式1)
- ②応募者及び同居者全員の続柄が記載された住民票
- ③婚姻日又は婚約中であることがわかるもの（戸籍謄本等）  
※新婚世帯で応募する方のみ
- ④応募者及び同居者全員の所得がわかるもの(課税証明書等)  
※13～14ページ参照
- ⑤応募者及び同居者全員の市町村税完納証明、応募者の水道料完納証明
- ⑥家賃の証明書
- ⑦自宅の位置図・間取り図
- ⑧裁量世帯（障がい者等の世帯）に該当することがわかるもの(公的証明等)  
※裁量世帯（P9～P10）に該当する方のみ
- ⑨生活保護を受給していることがわかるもの(保護開始(変更)決定通知書)  
※生活保護受給者のみ

(参考)

提出書類	公募の場合	随時募集の場合
①町営住宅入居申込書(様式1)	申込時	申込時
②応募者及び同居者全員の続柄が記載された住民票	入居予定者 決定後	申込時
③婚姻日又は婚約中であることがわかるもの（戸籍謄本等）	入居予定者 決定後	申込時
④応募者及び同居者全員の所得がわかるもの	入居予定者	申込時

の(課税証明書等)	決定後	
⑤応募者及び同居者全員の市町村税完納証明、応募者の水道料完納証明	入居予定者 決定後	申込時
⑥家賃の証明書	入居予定者 決定後	申込時
⑦自宅の位置図・間取り図	入居予定者 決定後	申込時
⑧裁量世帯(障がい者等の世帯)に該当することがわかるもの(公的証明等)	入居予定者 決定後	申込時
⑨生活保護を受給していることがわかるもの(保護開始(変更)決定通知書)	入居予定者 決定後	申込時

6. 申込方法及び問合せ先

入居者応募時提出書類を応募期間中に下記受付担当係に提出してください。

■ 岬町役場 都市整備部 建築課 住宅管理係

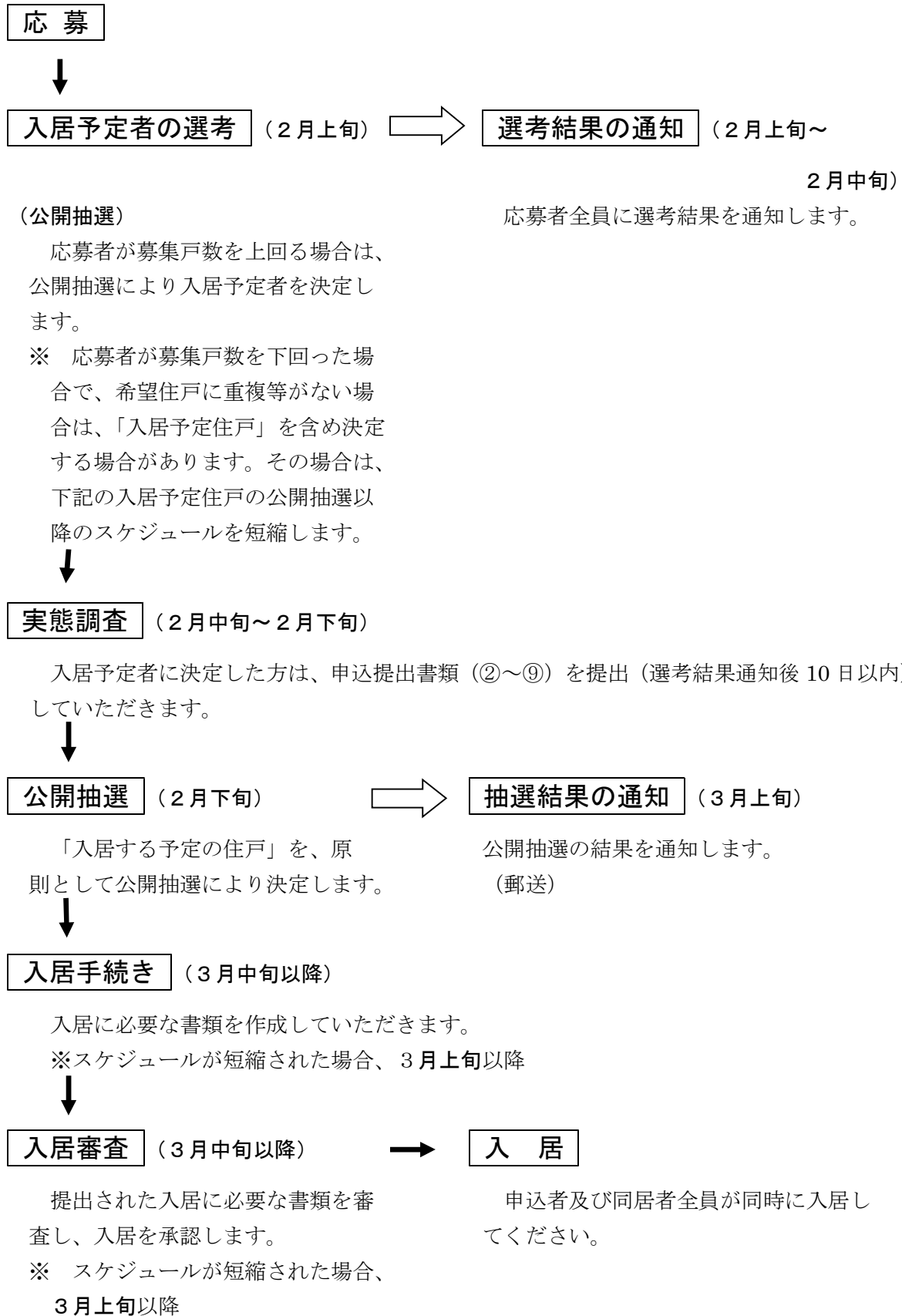
(午前9時～午後5時30分)TEL 072-492-2736

7. 応募期間 令和6年1月4日(木)～令和6年1月17日(水)

※ 引続き随時募集を行う場合は令和6年2月29日(木)まで続きます。

午前9時～午後5時30分(土・日・祝・執務時間外を除く)

## ● 応募されてから入居まで ●



## ● 応募上のご注意 ●

1. 公募の場合は、①町営住宅入居申込書(様式1)により受付をし、公開抽選により入居予定者となり、随時募集の場合は、申込提出書類(①～⑨)をすべて提出された方から入居予定者となります。
2. 住宅、住戸の希望は、身体に障がいがある方は配慮する場合があります。
3. 入居のとき、申込書に記載された方全員が同時に入居する必要があります。(死亡は除く)  
申込み後、同居者に変更(出生・死亡は除く)があった場合は入居できません。
4. 敷金は家賃の3ヶ月分です。
5. 入居時には、連帯保証人が必要です。連帯保証人は独立の生計を営み、かつ申込者本人及び同居者の合計収入と同程度以上の収入のある方でなければなりません。
6. 次のような場合は申し込みを無効とします。  
また、受け付けた後、入居予定者となっても失格となります。
  - (1) 入居者応募資格を満たさない場合
  - (2) 入居の時、応募者及び同居者全員が同時に入居できない場合(死亡は除く)
  - (3) 入居の時、入居承認した住戸に応募者及び同居者全員が住民票の異動手続きができない場合
  - (4) 申込後、同居者に変更(出生、死亡は除く)があった場合
  - (5) 連帯保証人が無い場合
  - (6) 申込書に不正の記載があった場合
  - (7) 世帯を不自然に分割または合併した申し込みをした場合
  - (8) 過去に岬町営住宅に居住していた方については、岬町営住宅条例または同条例施行規則等に違反するなど、不正な使用をしていた場合
  - (9) 市町村税または水道料金を完納していない場合
  - (10) 婚約者との申込みで、入居する日までに婚姻(入籍)届出をしていない場合
  - (11) 申込提出書類(②～⑨)を期間内に提出しない場合(※公募の場合)
7. 入居予定補欠者(申込された方)は、令和6年3月7日までの期間とします。

8. 犬、猫などの動物は飼育できません。（岬町営住宅条例施行規則第17条の4）

## ● 入居申込書の書き方 ●

- 入居申込書は、町営住宅に入居しようとする方についてのみ、記入してください。
- 該当する欄は全て記入してください。
- 選択欄は、該当する数字に○を記入してください。
- 収入がない場合は、「0」と記入してください。

## ● 収入基準について ●

町営住宅は、法令により収入基準が定められています。

申込書の裏面を参考にして、あなたの世帯の月収額を算出してください。

世帯の中に所得を得ている人が2人以上いる場合は、それぞれの人について計算してください。

【収入基準】は、上記により計算した後の【月収額】が158,000円以下です。

ただし、【裁量世帯】（P9～P10）に該当する方は、計算後の【月収額】が259,000円以下の方も申し込みできます。

※ 【収入基準】を超える場合は申し込みできません。受け付けた後、入居予定者に決定されても、入居資格審査（書類審査）時に判明すれば失格となります。

※ 【月収額】は申込書裏面にある方法で計算してください。

※ 【控除額】については、申込書裏面の控除額欄を確かめ、同居、扶養親族控除および該当する特別控除を必ず差し引いて計算してください。

※ 生活保護の各種扶助費や非課税の年金（障害年金、遺族年金、福祉年金等）および送りなどの非課税所得は、収入金額0円として計算してください。また、申込書には、収入の種類等がわかるように明記しておいてください。



## ★【裁量世帯】について

次のA～Jに該当する世帯の方は、計算後の月収額が、259,000円以下の方であれば申し込みが可能となります。

- A. 身体障がい者世帯… 申込本人または同居者に、身体障がい者手帳1級から4級までの交付を受けた者がいる世帯。
- B. 精神障がい者世帯… 申込本人または同居者に、精神障がい者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けた者、又は現に医療にあたり、当該精神障がい者の事情に精通する精神科医により、同程度の障がいがあると診断された者がいる世帯。
- C. 知的障がい者… 「B.」に規定する精神障がいの程度に相当する程度の知的障がい者がいる世帯。
- D. 60歳以上の世帯… 申込本人が60歳以上であって、かつ、同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の方である世帯。(なお、年齢は募集期間末日現在での満年齢をいいます。)
- E. 戦傷病者世帯… 申込本人または同居者に、戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症の方がいる世帯。
- F. 原子爆弾被爆者世帯… 申込本人または同居者に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者がいる世帯。
- G. 海外からの引揚者世帯… 申込本人または同居者に、海外からの引揚者であることの証明書の交付を受けている方で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方がいる世帯。  
※厚生労働省が発行する証明書が必要です。
- H. ハンセン病療養所入所者等世帯… 申込本人または同居しようとする方に、平成8年3月31日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者がいる世帯。
- I. 子育て世帯… 同居者に、中学生以下の子どもがいる世帯。

J. 新 婚 世 帯… 申込本人または同居しようとする者に、婚姻関係（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情ある方その他婚姻の予定者を含む）があり、下記の（ア）または（イ）に該当する世帯。

（ア） 婚姻の届出（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者）が2年以内であること。

（イ） 婚姻の予定者である者は、婚姻届出日が入居期日までであること。

## ★【単身者資格要件】

次の（１）～（１０）のいずれかに該当し、かつ共通申込資格（１～２ページ参照）のすべての要件を満たしている単身者。

- （１）年齢が６０歳以上の者又は３５歳以下の方。  
（注）年齢については、募集期間末日現在での満年齢。
- （２）身体障がい者  
身体障がい者手帳の交付を受けている者で、その障がいの程度が１級から４級までの方。
- （３）精神障がい者  
精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者又は同程度の障がいを有すると認められる方。
- （４）知的障がい者  
療育手帳の交付を受けている者又は同程度の障がいを有すると大阪府障がい者自立相談支援センターの長により判定された方。
- （５）戦傷病者  
戦傷病者手帳の交付を受けている者で、その障がいの程度が特別項症から第６項症までと第１款症の方。
- （６）原子爆弾被爆者  
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第１１条第１項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方。
- （７）生活保護受給者等  
生活保護又は、中国残留邦人等に対する支給給付を受けている方。
- （８）海外からの引揚者  
海外からの引揚者であることの証明書の交付を受けている方で、本邦に引き揚げ日から起算して５年を経過していない方。  
※厚生労働省が発行する証明書が必要です。
- （９）ハンセン病療養所入所者等  
平成８年３月３１日までの間に、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方。

(10) DV被害者

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者及び同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた方で、次のいずれかに該当する方。

- ① 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の一時保護、同法第5条の婦人保護施設における保護又は児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）が終了した日から起算して5年を経過していない方。
- ② 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規程により裁判所がした命令の申立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方。
- ③ 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、市町村における配偶者暴力相談支援担当部署、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業受託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等の交付を受けている団体）で、母子世帯等に準じる状況にある世帯として証明を受けられる方。

（注：①については、大阪府女性相談センターが発行する証明書が、また、②については裁判所が命令した保護命令決定書の写しが必要です。）

※（2）～（10）の要件については、申込日時点で満たしていることが必要です。

## ● 月収額の計算方法 ●

【給与所得者の場合】 給与等の収入金額の年間合計額を下表から計算し、年間所得金額を申込書の裏にある方法で計算してください。

	あなたが仕事を始めた時期	年間総収入金額 (給与等の収入金額の年間合計額)
年間 総 収 入 額 の 計 算	1. 現在の勤務先に令和4年1月1日以前から引き続き勤務している方	令和4年中の給与等の収入金額の年間合計額（課税証明書の給与支払金額）
	2. 現在の勤務先に令和4年1月2日以降に就職し、現在まで1年以上勤務している方	勤務した翌月から12か月間の給与等の収入金額（税込み）の年間合計額
	3. 現在の勤務先に就職してからまだ1年にならない方	勤務した翌月から申込月の前月までの給与等の収入金額（税込み）をもとに次により計算した推定総収入金額 $\frac{\text{給与等の収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与}$ =1年間の推定総収入金額 ※賞与は既に受給したもののみを計算に含めます。
	4. 現在の勤務先に勤めてからまだ1か月分の給与を受けていない方	雇用条件に基づき支給が予定されている1か月分の給与を12倍した年間の推定総収入金額

年間総収入金額は、賞与・臨時給与・手当などを含めた税込み金額です。

就職時期に合わせて該当する欄をみて計算してください。

【年金所得者の場合】 年金等の収入金額の年間合計額を下表から計算し、年間年金所得金額を申込書の裏にある方法で計算してください。

	年 間 受 給 期 間	年 間 総 収 入 金 額
年間総収入金額の計算	1. 引続き1年以上年金を支給されている方	前年中の支払年金額 なお、年金額の改定があったときは年金改定通知書の支払年金額 (2種類以上の課税対象年金を受給されている場合は、その合計支払年金額)
	2. 年金を支給されて、まだ1年にならない方	年金証書の支払年金額 なお、年金額の改定があったときは年金改定通知書の支払年金額 (2種類以上の課税対象年金を受給されている場合は、その合計支払年金額)

【その他の所得者（給与及び年金所得者以外）の場合】

	開 業 等 の 時 期	年 間 総 所 得 金 額
年間総所得金額の計算	1. 令和4年1月1日以前から引続き現在まで同じ事業をしている方	令和4年中の年間総所得金額 (課税証明書の営業所得等の金額)
	2. 令和4年1月2日以降に現在の事業を始めた方	事業を始めた翌月からの所得金額から計算する。 (収入期間のとり方については【給与所得者の場合】の「あなたが仕事を始めた時期」の例にならってください。)

- 以上の年間総収入金額・年間総所得金額から、申込書裏面の月収額計算方法を参考にし、申込家族の月収額を算出し、欄に記入して下さい。

## ●住宅困窮状況の書き方●

文字はハッキリと書いてください。数字は算用数字を使用してください。

※応募する区分に必ず○印をして下さい。

- ① 申込者が既婚の場合は、配偶者および未婚の子どもの除いた同居者との関係をお答えください。この場合、同居者に親がいるときは「2」に、親がいなくて兄弟姉妹がいるときは「3」に○印をつけて下さい。

申込者が未婚の場合は、両親および未婚の兄弟姉妹を除いた同居者との関係をお答えください。この場合、同居者に既婚の兄弟姉妹がいるときは「3」に、両親及び未婚の兄弟姉妹以外に同居者がいないときは「1」に○印をつけて下さい。

- ② 現在住んでいる住宅の種類であてはまる番号に○印をつけて下さい。

住宅の延べ床面積は住宅全体の面積です。(1坪は3.3㎡で計算してください。)

室数と面積は、玄関、廊下、便所、風呂、洗面所、独立した台所、押入は除いてください。食事室を兼ねた居間は含みます。

- ③ 家賃には、共益費や駐車場代を含みません。  
④ 家屋の所有の有無についてあてはまる番号に○印をつけて下さい。  
⑤ 質問「・⑤で「10」に○をつけた方だけにお伺いします。」

「10. 立退きの要求を受けている」理由が自己の責任に帰する場合は「3」に○をつけて下さい。

- ⑥ 身体障がい者とは、身体障害者手帳の交付を受けている方のことをいいます。

「あなたの世帯の種類は？」については、下記項目に該当する世帯をいいます。

[ひとり親世帯] …… 申込の時点で次の(1)から(9)のいずれかにあてはまり、申込者本人が申込日現在で20歳未満の児童を扶養している世帯

- (1) 配偶者と死別した方であって、現に婚姻をしていない方  
(2) 離婚した方であって、現に婚姻をしていない方  
(3) 配偶者の生死が1年以上明らかでない方

(警察へ捜索願の届出をしている場合)

- (4) 配偶者から1年以上遺棄されている方  
(住民票上1年以上配偶者と離れている場合)
- (5) 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けられない方
- (6) 配偶者が精神又は身体の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている方
- (7) 配偶者が法令により1年以上拘禁されているため、その扶養を受けられない方
- (8) 婚姻によらないで母又は父となった20歳以上の方であって、現に婚姻をしていない方
- (9) ひとり親世帯に準じる状況にある世帯  
(夫の暴力等により、婚姻関係が事実上破綻している場合)  
大阪府各子ども家庭センター等で、ひとり親世帯に準じる状況にある世帯として証明を受けられる方  
(注)証明書については、入居資格審査時に提出していただきます。

[障がい者世帯] …… 申込本人もしくは、同居親族が次のいずれかにあてはまる世帯

- (1) 身体障がい者世帯… 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている方
- (2) 精神障がい者世帯… 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方又は現に医療にあたり、当該精神障がい者の事情に精通する精神科医により、入居時現在特に入院治療を必要とせず、しかもなお長期にわたる療養を必要とすると診断された方
- (3) 知的障がい者世帯… 子ども家庭センター又は大阪府障がい者自立支援センターの長により、知的障がい者と判定された方
- (4) 結核回復者世帯… 結核による長期療養者で、日常生活が制限され、かつ、入居時までには退院可能な方又は申込日において退院後3年を経過していない方